

施設管理公社職員による公金詐取事件

文化振興課 224-6157

昨年11月に発生した(勸)川越市施設管理公社の男性職員(同月27日付け懲戒免職)による公金詐取事件について、同公社は、当該職員を詐欺容疑で刑事告発してしまいました。この件について、さいたま地方検察庁川越支部から、3月31日付けで不起訴処分のお知らせがありましたのでお知らせします。

総合計画に対する意見募集

政策企画課 224-5503

225-2895

市では、まちづくりの指針となる第三次川越市総合計画後期基本計画の策定を進めています。今回、市が作成した同計画の原案に対する意見を募集します。

閲覧および募集期間：4月30日(金)～

5月31日(月)

閲覧場所：政策企画課(本庁舎四階)・出張所・連絡所・公民館・図書館

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所政策企画課に持参(郵送・ファクス可)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見に対する考え方を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめ公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報公表はしません。

災害協定調印式

防災危機管理課 224-5554

3月26日、市と(社)川越市医師会(山口現朗会長)は、災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定を締結しました。同協定は、医師会所属の応急救護対応病院で、応急救護に必要な



医薬品を、通常の医薬品量に上乗せして用意しておくというものです。これにより、災害時の応急救護に必要な医薬品を迅速に使用できるようになります。

国際貢献事業に補助

文化振興課 224-6157

多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に対し、補助金を交付します。申請方法など詳しくは、お尋ねください。

対象事業・活動

- ① 青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介などを通じて、市民の国際交流や国際理解を促進する事業
- ② 教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの分野で、啓発活動や技術援助などを通じて、国際協力を展開する事業
- ③ 日本語指導・通訳などのボランティア活動をを通じて、外国籍市民が

暮らしやすいまちづくりを促進する活動

マニフェストの報告書提出

産業廃棄物指導課指導担当

224-5417

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」)を交付した事業者は、その状況に係る報告書を提出してください。対象の事業者は、年一回の提出が義務付けられます。

対象：平成21年度に市内でマニフェストを交付した全ての事業者

提出書類：産業廃棄物管理票交付等状況報告書(法定様式)

提出方法：6月30日(水)までに産業廃棄物指導課(本庁舎五階)

*報告書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

マニフェストの確認について

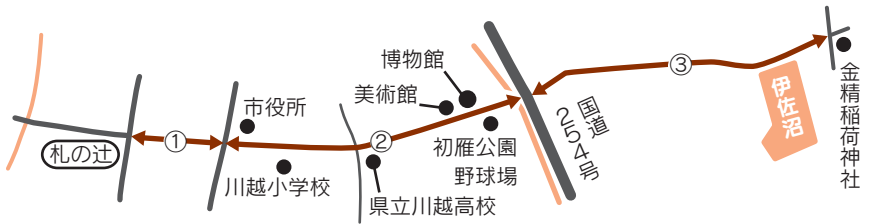
法律によって、産業廃棄物を委託処理する事業者は、マニフェストの交付と保管が義務付けられています。平成22年度に提出する報告書には、同21年度に交付したマニフェストに係る事項を記載することになります。市内でマニフェストを交付する事業者は、保管しているマニフェストを確認して、提出期限までに報告書を提出してください。

市道愛称決定 ～ みんなで呼んでください、新しい愛称 ～

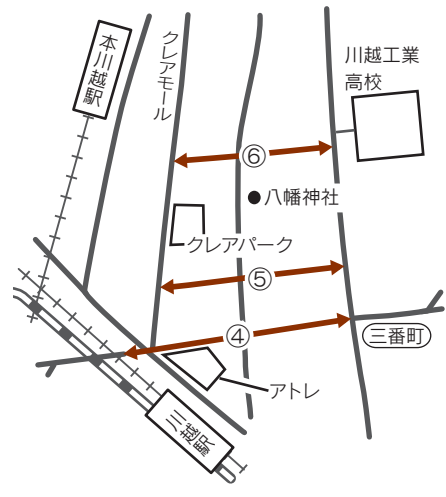
建設管理課 ☎224-5987

同じ名称での応募者は、①は26人、②は1人、③は54人、④は40人、⑤は38人、⑥は35人、⑦は16人、⑧は2人でした。この中から抽選で、下記の皆さんが採用者に決定しました。

- ①=「**本町通り**」
石山貞夫さん(六軒町1丁目)
- ②=「**初雁城(川越城)通り**」
小川哲史さん(旭町3丁目)
- ③=「**伊佐沼通り**」
杉浦明さん(伊佐沼)



- ④=「**三番町通り**」
常津清美さん(上寺山)
- ⑤=「**二番町通り**」
桑原宏司さん(的場2丁目)
- ⑥=「**一番町通り**」
高橋敏明さん(脇田町)
- ⑦=「**八咫通り**」
斉藤富枝さん(寺山)
- ⑧=「**山田かかし通り**」
飯田武志さん(吉田新町1丁目)



市政にゆづ

小江戸いんぷお

国民生活基礎調査を実施

保健総務課 ☎227-5101
生活福祉課 ☎224-5784

厚生労働省が実施するこの調査は、医療や所得など、生活の基礎的事項を調査するものです。調査結果は、今後の厚生労働行政の企画立案に必要な基礎資料になります。

無作為抽出した世帯へ、4月中旬から調査員が訪問し、準備調査を始めます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

● 医療などの調査(世帯票)

調査基準日：6月3日

● 所得などの調査(所得票)

調査基準日：7月15日

● 後期高齢者医療保険料改定

医療助成課 ☎224-5842

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて負担する所得割額と、全員が同額を負担する均等割額の合計額です。所得割額の保険料率と均等割額は、二年ごとに見直しています。

● 平成22・23年度の保険料

所得割額の保険料率：7・75パーセント(7・96パーセント)

均等割額：四万三百円
(四万二千五百二十円)

* ()内は平成20・21年度の保険料。
* 被用者保険の被扶養者だった方、均等割額が軽減される方への軽減措置は継続します。

雨水対策施設の設置補助

下水工務課 ☎223-0331

市の基準を満たす雨水対策施設を設置する場合に補助します。対象の雨水対策施設は、浸透ます(四基まで)・小型貯留槽(二基まで)です。工事着工前の申請が必要です。

対象：市内在住(営利目的、仮設建築物、過去に最大限度の補助金交付を受けた方を除く)

補助金額：設置工事に必要な経費の二分の一または下表限度額のいずれか小さい額

* 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます。
* 浸透ます・小型貯留槽を併せて設置する場合は、それぞれの基数に応じた額が限度額です。

種類	1基	2基	3基	4基
浸透ます	19,000円	33,000円	46,000円	58,000円
小型貯留槽	19,000円	38,000円		

情報アラカルト

施設情報

保健・健康